

6. 黒部川流域における流域治水の取り組み

整備の途中段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。

黒部川水系では令和2年度（2020年度）に「黒部川流域治水協議会」を設立し、令和3年（2021年）3月には「黒部川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、河道掘削、堤防整備及び急流河川対策等の河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、霞堤の保全による氾濫流の拡大防止のための土地利用ルールの検討、洪水氾濫時に被害対象を減少させるため立地適正化計画（防災指針等）の策定、マイ・タイムラインの作成等による水害リスクの周知等の取り組みなどにより、流域における浸水被害の軽減を図ることとしています。

これまでも、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づいた「黒部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」により、河川対策に加えて氾濫域での減災対策（ソフト対策）を進めてきたところですが、引き続き、自治体等への支援や流域のあらゆる関係者に黒部川流域のリスク情報などを提供・共有するとともに、県や流域市町等関係自治体をはじめとした多くの関係者が協働し、実効性のある黒部川水系「流域治水」に取り組み、防災・減災対策を推進します。なお、必要に応じて流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。

また、気候変動により生じる各課題に対して、治水面のみならず利水面、環境面においても流域の関係者が一丸となって取り組む必要があることから、流域の水収支や土砂収支の把握に努め、関係者の意識の醸成を図ります。

6.1 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

6.1.1 近年の河道状況を踏まえた急流河川における安全性確保の推進

黒部川水系では急流河川特有の洪水時における強大なエネルギーにより、流量規模にかかわらず、河岸洗掘、侵食の発生が近年顕在化していることから、堤防安全性の確保に努めます。

6.1.2 既存ダム6ダムによる事前放流等の実施・体制構築

黒部川水系では、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年（2019年）12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき、河川について水害の発生防止等が図られるよう、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者で「黒部川水系治水協定」を令和2年（2020年）5月に締結しました。

さらに、洪水調節機能の向上の必要な取り組みの継続・推進を図るため、河川法第51条の2第3項に基づき「黒部川水系ダム洪水調節機能協議会」を令和3年（2021年）9月に組織しました。今後も各施設管理者との相互理解のもと、協働・連携した取り組みに努めます。

また、ダムの貯水池運用を高度化する事で、事前放流を確実に実施し流域全体の治水機能の向上を図ることに加え、柔軟な貯水池運用により無効放流を減らすなど、更なる再生可能エネルギーの創出も期待されることから、長時間降雨予測、流入量予測に高度技術を導入し、貯水池運用の高度化について検討します。

表 6-1 黒部川水系の治水協定ダム一覧

ダム名		管理者
宇奈月ダム	多目的ダム	国土交通省
北又ダム	利水ダム	北陸電力
出し平ダム	利水ダム	関西電力
小屋平ダム	利水ダム	関西電力
仙人谷ダム	利水ダム	関西電力
黒部ダム	利水ダム	関西電力

6.2 被害対象を減少させるための対策

6.2.1 霞堤の保全による氾濫流の拡大防止に向けた取り組み

霞堤は、急流河川に比較的多い不連続な堤防で、主に洪水時に上流で氾濫した水を河道に戻すため、過去から伝統的に活用されてきており、黒部川においては主に氾濫が発生した際に氾濫水の拡大を防止する二線堤としての機能や氾濫水を河道に戻す等の効果が期待されます。霞堤内の盛土や工作物により機能を阻害しないため、土地利用規制や立地適正化計画の防災指針において災害リスクのある場所として位置付ける等、地域と連携した対策を検討します。

6.3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

6.3.1 マイ・タイムライン等の作成、支援及び普及

住民の避難を促す取り組みとして、水害リスク情報の充実を図り、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインや地域単位の避難行動計画を定めるコミュニティタイムラインなどの作成への支援を行い、普及を図っていきます。

6.3.2 要配慮者利用施設等の避難に関する取り組み

想定最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係自治体と連携して検討します。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場等の市町の地域防災計画に記載された施設の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な支援を行い、地域水防力の向上を図ります。

6.3.3 関係機関と連携した防災行動を具体化する取り組み

令和3年（2021年）10月に国土交通省防災業務計画を見直し、国管理河川で先行して「避難情報に着目したタイムライン」を複数の市町村を対象とした「流域タイムライン」に改めることとしています。

流域タイムラインの作成にあたっては、河川・気象状況の提供や、これを受けた市町による避難情報の発令あるいは個別の地域・地区の住民避難につなげるため、市町で作成される市町タイ

ムライン、地区毎に作成されるコミュニティタイムライン、世帯毎で作成されるマイ・タイムラインと流域タイムラインが階層的かつ相互に連携し、作成・活用されることが重要です。

今後、流域の自治体や関係機関と連携し、各々の防災行動を具現化するため、流域タイムラインの作成・活用を図っていきます。あわせて、各領域のタイムラインを作成するために必要な情報の提供や出前講座を行うなどの作成支援についても取り組んでいきます。

表 6-2 各タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等(策定主体)	タイムライン
流域	国土交通省防災業務計画書等 (地方整備局等、事務所等)	流域タイムライン
市町	地域防災計画 (市町)	市町タイムライン
地区	地区防災計画 (自治会、自主防災組織)	コミュニティタイムライン
個人、事業者等	避難確保計画(要配慮者利用施設) 個別避難計画(要配慮者)	マイ・タイムライン